

市町村合併調査研究特別委員会

平成16年8月24日午後1時41分から本会議場で開かれた。

1. 出席委員

◎吉川 勝義	○小野 隆雄	嶋田 善行	松田 正
飯高 昭二	西谷 剛周	森河 昌之	坂口 徹
浦野 圭司	三木 誓士	木田 守彦	木澤 正男
里川宜志子	中西 和夫	中川 靖広	

浅井議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
企画財政課長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	同 係 長	福居 哲也

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後1時41分）
署名委員 松田委員、飯高委員

委員長 全委員出席されておりますのでただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。

開催前に、傍聴者の方にもいろいろご迷惑かけました。また、議員さんの協力によりまして、ここに移していただきました。本当に、ありがとうございます。

委員長 それでは本日の会議をはじめます。
はじめに町長の挨拶をお受け致します。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 次に、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、松田委員、飯高委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

委員さんには座ったままで発言していただいて結構でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、レジメに沿って審議を進めてまいります。1. 市町村合併について、（1）第15回 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題と致します。理事者の報告を求めます。

企画財政 課長 それでは、この8月4日に、三郷町コミュニティセンターにおきまして開催されました、第15回合併協議会について、ご報告申し上げます。お手元の資料1-1をご覧くださいと思います。

まず始めに、協議事項でございますが、継続協議となっております協議第53号合併の期日についてでございます。第14回協議会に

において、「合併の期日は、平成18年1月1日とする。」という提案がされたところでございます。本協議会では、委員の方からは、「合併期日を2ヶ月繰上げることにより斑鳩町長選挙の執行経費が節約できるし、新市長の公約を新年度予算に反映させることができる。」との意見、またこれに対しましては、「18年中には、上牧町、王寺町の町長選挙もあり、決まった選挙はしなければならない。」との意見がございました。また、「全国の協議会の合併期日の状況を見ると2ヶ月の短縮は可能ではないか。また、電算システムについても、合併後、新旧システムの並行稼働させるならば、合併期日を繰上げる事ができる。」とする意見が出される一方で、「今後住民説明会もございません。また、電算システムに限らず、王寺町では、日常業務をしながら本庁舎の整備をしていかなければならないなど相当の時間を要するので合併期日は早めない方がよい。」とのご意見もございました。色々と委員の方からはご意見もあったわけでございますけれども、岡井会長より、「今までの状況を判断すると、この期日で良いのではないかとこの各町のご意見が出ているので、合併の期日は、18年1月1日で確認したい。」とのことで、この合併の期日については、原案どおり確認をされたところでございます。

次に、協議第54号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。まず、会長より「それぞれの町で協議いただいております、その結果を踏まえて報告されたい。」と述べられまして、各町議会の協議内容等について、各町より報告がされました。各町の意見を集約して申し上げますと、まず、合併特例法に定められる定数及び任期の特例については、少数意見はあったものの、概ね特例を適用しないということでございます。次に、選挙区を設けることについては、上牧町、斑鳩町、河合町は、選挙区を設けないという意見。一方、安堵町、王寺町、三郷町は選挙区を設けるという意見が出されました。また、定数については、当初は法定定数の上限である34人でよいという意見と、当初から類似団体の議員定数を考慮し、法定定数より少ない定数でよいとの意見がございました。このように色々意見が別れておる

ことから、岡井会長より「この件については、必ずしも多数決で決めるものではない。時間をいただいて、各町の議長さんにご相談したい。」ということで、暫時休憩がとられたところであります。休憩後、岡井会長より「各議長から色々な意見が出た。修正案、調整案等出させて頂いたが、最終的な結論として、広域の議長会で最終結論を出していただくことにしたので、ご理解賜りたい。」とのことをごさいます。そういったことで、この議員の定数及び任期の取扱いについては継続協議となっております。

次に、協議第55号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。委員より「7町の農業委員会の会長が寄って、この提案どおりでよいとの了承をとったのでこれで良い。」との報告があり、原案どおり確認をされたところでございます。

次に、協議第56号特別職の身分の取扱いについてであります。この提案につきましては、委員から質問もなく、原案どおり確認をされたところでございます。

次に、確認事項としまして、合併協定項目の協議・確認状況について、事務局から説明がございました。お手元の資料1-2でございます。1枚目をめくって頂いて、一覧表をご覧いただければわかりますように、6番目の議員の定数及び任期の取扱いについては、先ほど申し上げましたように継続協議であり、その他の協定項目については、全て確認済みとなっております。

次に、報告事項としまして、合併協議会だより特集号について、事務局から報告がございました。お手元のカラー印刷の資料でございます。この内容につきましては、これまで確認をされました協定項目、新市建設計画や財政シミュレーション、また、住民負担に関わる協定項目の具体的な調整方針などについて、項目別に整理し、「合併協議会だより特集号」としてまとめたものがございます。この特集号は、住民の皆さんにこれまでの合併協議会の協議・確認内容をお知らせするものですが、併せて、今後予定をしております住民説明会の資料としても使っていきたいと考えております。なお、配布時期で

ございますが、この8月28日に、自治会連合会を対象に、自治会長さんにお集まりいただき、合併に関する説明会を予定しております。その後、この合併協議会だより特集号を各戸配布したいと考えております。

以上簡単ではございますが、第15回合併協議会の審議等概要のご報告とさせていただきます。

続きまして、前回の特別委員会で申しあげましたように、今後、予定しております住民説明会についてご説明させていただきます。お手元の資料1-4、合併についての住民説明会について、という資料をご覧くださいと思います。まず、住民説明会の目的でございますが、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会での合併協議の経過や承認された合併協定項目等の調整方針、新市建設計画を広く住民に周知・説明し、合併問題に対する理解を更に深めていただき、住民説明会終了後に実施する住民投票において、住民自ら合併の是非を判断できる情報を提供することを目的として実施するものでございます。次に、実施の期間及び会場でございますが、実施時期を9月26日日曜日から11月13日土曜日までとし、中央公民館ほか9会場で併せて12回の説明会を開催したいと考えております。

詳細につきましては、次のページをご覧くださいと思います。実施日としまして、9月26日日曜日から11月13日土曜日までの、12日間、土曜日及び日曜日及び祝日に実施したいと考えております。また、地区割りににつきましては、説明会場の規模、自治会戸数、当該地域の面積等を考慮し、町内自治会を11地区に別け、それぞれ表にございます会場で実施をしたいと考えております。

なお、自治会で地区割りをした関係で、当該自治会での説明会に出席できないという方のために、更に1回の説明会を開催したいと考えておりますので、合わせまして12回の開催を予定しているところでございます。

なお、先ほども申しあげましたように、8月28日土曜日に、各自

治会長さんにお集まりいただき、住民説明会に先立ちご説明を申し上げることとなっております、この住民説明の実施方法等について、ご相談申し上げます、ご意見を賜る中で決定をしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、住民説明会の実施についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

里川委員 住民説明会は以前から各自治会に対応して行っていただきたいということで、今日、提出していただいたのを見ますと、土曜日や日曜日や祝日という、そういったところを挙げてお考えいただいたという考え方については非常に評価できる状況であるという風に思います。ただこの特集号が、先に一斉に全戸配布という形で配られた中で、斑鳩町が独自に説明会での資料を提出するという事になった場合、町が作った説明会資料というものも、事前に皆さんにお配りしていただきたいというのが、私の希望なんです、そのところについては町が独自に作る資料に関して、町として現在どんな考え方をお持ちなのか、確認をさせていただきたいと思います。

企画財政課長 町独自の資料というのは必要なものという風には考えております。ただ、どのような資料を提供して行くかということでございますが、やはり説明会に提供いたします資料は住民のみなさんに関心の深いこととし、お知りになりたがっていることを中心にしなければならないという風に考えております。そういった中で、これまでに前講座等、数回実施させていただいております。そういった中でいただきましたご意見、また、今後合併問題に關します前講座を予定しています。そういった中で出来るだけ多くの皆さんのお声を聞きながら、説明会資料ということについては考えていきたい。併せて、これまでの先進的な説明会をされています。そういった中で、どういう風にごされて

いるかということも併せてお聞きしながら検討していきたいと思っております。

里川委員 下北山村の住民説明会用資料というのを持っているわけなんですが、非常に村独自に作られました資料、住民投票いつ行いますということ、合併した場合、しない場合、どうだという比較、こういったものが割合、村民の方レベルで見て、分かりやすいようにすごく纏めてあります。斑鳩町としてもこういう視点、住民投票やります、そして、また、合併した場合こうです、しない場合はこうですと、財政問題も含めて、調整方針なども出ていることから、斑鳩町がどのように考えているのか、単独でいった場合はどのように考えているのかというようなことが、下北山村みたいに明確に書かれているというのは非常に有効な住民にとって、判断材料になると思います。下北山に問い合わせをさせていただきましたら、下北山村では合併協議会が出した資料と同時に、この村独自の住民説明会資料を全戸配布しているという風に聞いています。それは私もっともだと、当然なやり方だと下北山村の担当者と話をしている中で感じました。ですから、斑鳩町としましても、消極的な町独自の資料を作成するというのではなく、やはり積極的に町民の皆さんが知りたいと思っている内容の資料を作成して、説明会当日に配るのであれば、当日行って目を通すというのでは、非常に分かりにくい。目をとおしても理解しにくいということもあります。時間をかけて見て頂けるように配慮すべきであると考えますが、そののところ、どうでしょうか。

総務部長 我々としては、住民の判断してもらいやすい資料を作ることが第一であると考えています。そういった観点から申し上げまして、わかりやすい内容にしたいと考えております。積極的であるかどうかということとは別にいたしましても、住民の誰にも分かってもらいやすい資料を作ると、それを出来るだけ早い時期に配布できたらと考えておりますが、作成の関係で、事前に出来るだけ早く配布できればいい

ですが、物によりましては、当日に追加資料ということもあり得るかも知りませんが、出来るだけ早い時期ということで念頭に入れて、作業を進めたいと考えております。

里川委員 今、部長からご答弁いただきましたけれども、当日配布となる可能性もあるというような消極的なご答弁いただいたわけですが、本当にこれは斑鳩町にとって重要な、町民にとって将来に渡って、大きな問題です。今までにない、もっとも大きな問題であるという風に考えております。そんな消極的な対応ではなく、やはり前もって、全戸に町の資料が行き届いて、住民説明会に来られる時には前もって目を通していただいて、参加をしていただけるぐらいの形をきちっと採っていただきたいということを要望したいと思います。

総務部長 私は決して消極的なことで考えておるわけではございません。資料等を作る中で、やはり直前になって、これよりも良い資料があったら、追加してでも当日渡す方がいいだろうということで、申し上げたわけであって、出来るだけ住民に分かりやすいものを早く一読していただく方がよいということは何ら考え方には変わりございませんので、よろしくご理解願います。

里川委員 下北山村の住民説明会用資料、担当の方、目を通していただきまして、合併をした場合、しない場合の比較がされているされている状況であることと、それと、問い合わせしましたところ、最低、住民説明会が行われる1週間前までには、全戸に配布させていただいてという取り組みをされているというところなども、考慮いただきまして、是非、町民の立場にたって、資料作りをしていただきたいということをお願いしておきます。

木澤委員 協議第54号、選挙区制のことについてなんですが、継続審査というところでまだ決まらなかったということなんですが、これから住民説

明会などはじめていって、住民投票もあるわけですが、今後どうなっていくのかというのは住民の皆さんにしっかり知らさなければならない、住民投票までには最低でも知らさなければならないということでは、いつ頃結果が出るのかという目処が分かりましたら教えてほしいのと、後もう1点ですが、住民説明会の日程を見せていただいたのですが、例えば東公民館でされる時にも、対象が1, 131の戸数を対象にされておられるのですが、ここに来られた方が入りきれないと、そういう状況で、予備で1日設けてますが、すごい数が来てしまった時とか、そういった時の対応はどのように考えておられるのか。

企画財政
課長

1点目でございます。選挙区制につきまして、継続協議になっております。いつ頃決まるのかということでございますが、先程申し上げましたように、広域圏の議長にその方針の決定を預けるということでございます。今後そちらの方で、ご協議をいただくというように思っておりますが、私方ではいつまでということは承知はいたしておりません。

2点目の説明会の会場で入りきれないということでございます。絶対にそういうことが起こらないということは申し上げられないのですが、これまでの他町の説明会の状況等を判断していく中で、およそ平均的には9%程度の参加率でございます。ただ、その地域、地域、市町村で状況は異なるという風に思っておりますが、そういった意味からでは会場の関係をきちっと選べば、そんなに溢れてしまうということとはなかろうかと認識しております。

木澤委員

前段の質問に関しまして、事務局の方では答えにくいということで、議長の方でよろしくお願ひします。後段の説明会に関しまして、9%程度という事で、他のところではそんな感じですよとおっしゃってますが、住民の皆さんの声を聞いていますと、どうなるのという声は高いですので、住民説明会がきっちり行われるという時には、皆さん参加をされるという風に考えます。是非、参加が多数おられたときの対

応を、他の地域に廻ってもらうという、そういう案内も考えておられるのでしたら、事前に連絡をして住民の皆さんの混乱のないように、また、関心を持って来て頂いた方が、きちっと参加できるような形で取り組んでいただきたいという風に要望しておきます。

企画財政課長 1点だけ申し上げ忘れてのですが、出前講座をしております。そういった中で、特にご希望のございます自治会につきましては、そういった形で既に申し込みをいただいているところもございます。また、今後予定をされているところもございます。そういったことで、出来るだけ多くの方にとということで、対応をしてまいりたいという風に思っております。

木澤委員 住民説明会が終わった後も出前講座を依頼されたら、それは対応していただけるのですか。

総務部長 いつの時期でも、私どもはあらゆる行政についての出前講座でございますので、いつの時期でもさせていただく用意はございますので、申し込みがあれば、10人以上のグループ等であれば出向いて説明をさせていただきます。

木澤委員 出前講座をやっておられるということ、その制度自体知らない方がおられるのではないかなと思いますので、そういった対応も今後十分よろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

飯高委員 実施時期というのが、11月13日までということで、実際住民説明会が終わって、それから後に住民投票という形に入るわけですが、住民投票においては平群町では11月7日ということで予定されているのですが、住民投票条例の中で住民投票の期日ということで、第4

条があるんですが、住民投票の期日は本条例の施行の日から30日以上経過した日で、町長が定める日とし、町長が投票日の5日前まで、これを告示しなければならない。なお、7町合併協議会の動向を考慮することということになっております。平群町が11月7日ということになっているんですが、今回、当町においてはまず住民説明会が11月13日ということで、平群町との説明会とは合致しないということになってくるんですが、この辺の考えをお聞きしたいと思います。

企画財政
課長

平群町の住民投票が11月7日に予定されていることについては、私どもも承知をしております。また、そのことを念頭に置きながら、住民説明会の日程を検討させていただきました。やはり、この委員会でも多くの委員の皆さんから、説明会の回数を多くというご意見をいただいております。そういったことでの回数を12回と決めさせていただきます。また、非常に住民の関心の深い事項でございますが、未だ十分に説明が出来ないということがございます。ひとつは先程協議会の報告の中でも申し上げましたように、議員の任期及び定数の取り扱いでございます。そして、もう1点は前回の特別委員会でもご協議いただきましたが、町名・字名の取り扱いについてでございます。いずれをとりましても、町民の皆さんについては非常に関心の深い、知りたい問題であろうかと思っております。それらが未だ決まっておらないということでございます。それから、9月に定例会もございます。また、小中学校などの運動会、そして、10月には竜田地区、法隆寺地区を始めとする各自治会での秋祭り等がございます。また、農家におかれましては農繁期といったこともございます。このようなことを考えさせていただく中で、日程を決めさせていただいたわけでございます。それから、11月7日に平群町の住民投票ということでございますが、それまでには11回の説明会を行いまして、13日の説明会はそれまでの説明会に来られなかった方のために設けたものでございますので、7日までには町内ひと通りの説明が終えられるのではないかと思っております。やはり、合併の是非を住民投票を実施し

て、住民お一人お一人が考え、決めていただくということになりますので、斑鳩町の将来、住民の皆さんの将来に関わる大切な問題であります。十分に時間をかけて、お考えいただきたいという風に思っております。ただ、合併特例法の期限という問題もございますけれども、そういったことも考え合せて、このような日程とさせていただいたところでございます。

飯高委員 実施回数が12回ということで、1回当たり何時間予定されておりますか。

企画財政 2時間程度予定しておるところでございます。

課長

委員長 他に。

中川委員 木澤議員の質問に関連するんですが、他町の住民説明会で約9%という答弁でしたが、これは、この資料にあるように戸数の9%でいいのか、人口の9%でいいのか、どちらなんですか。

企画財政 世帯数でございます。戸数ということでございます。

課長

中川委員 世帯数の9%ということは、人口なら約3倍ぐらいになってきます。この数字の1割ほど、100人は入れるという計算で、今日を例に挙げたら失礼なんですが、傍聴者も入れなくてこういう事態になっているようなこともあるんですが、この会場はそういうわけにいきませんので、100名も入れるのか、入れないのか、東公民館で入れるのでしょうか。

企画財政 先程申し上げましたのは、戸数で大体9%でございますが、人口当たりにしますと、大体、2.8%ということでございます。

課長

中川委員 東公民館で約100名入れるのかという質問しましたが。

企画財政課長 確かに、100名程度ぎゅうぎゅう詰ということになるかも分かりませんが、あくまでもこれは一杯入ったという時の予想でございます。先ほど申し上げましたように、48団体ほど調べたわけですが、それぞれ各町の事情というのがございまして、大変、各単位自治会ごとに説明会をされているところがございまして、そういったことも考えますと、やはり斑鳩町としてはこれよりずっと下回るのではないかという風に考えております。

委員長 他にございせんか。

松田委員 今日配られている合併協定項目の協議確認事項を見ましても、肝心な関係については皆、協議が別途行われる形にはなっているわけですね。この内容を見てみますと、特に表現として解釈をはっきりしてほしいと思いますのは、合併時に調整するという風には書いてある分と、合併時まで調整するという関係、或いは、合併時まで可能な限り調整する、或いは、補助金交付金などについては統合の方向で調整する。こういう風な関係の表現が非常に多いわけです。そうした未確定になって手続きだけが項目別に協議会で決められていて、全部先送りになっている。こういう状況の中で説明会を開いて、ここが知りたいということについて、住民が求めることについて、答える術がないんじゃないか。こういう内容になっているように私は思うんです。従って、合併時に調整するとか、合併時まで云々とかいう関係について、定義は一体どうなっているのか。合併時というのは、ここでいう、18年の1月1日を指すのか、どうか。僕はそれが合併時だと思うんです。合併時までというのはそれ以前の関係。以前の関係だと、どこで協議を引き伸ばしというのか、引き続き協議となっている、別途協議といっている分がどこで協議をすることになるのか。それは現在の協議会が結論を出すことになるのか、どうかということが不明なんです。

各町村に持ちかえってということでもない。そうしますと、この協議の関係で言ってますように、補助金の関係だとか、使用料の関係だとか、何とかいうのは、みんな別途協議になっているわけなんです。これは一体どこで協議をするのかということとその時期の問題が出てくるわけです。という問題が明確にならない以上、そんな中で説明会をして、本当に住民に納得できるような説明会の開催が出来るのかどうか、ということが私は疑問だと思うんです。なおかつ、この説明会は誰が一体行うのか、ということがあると思います。今ひとつ問題は、この財政シミュレーションの関係を見ても、7町が合併した時の関係について、推定で財源がこうなるといようなことが書いていますけども、しなかった場合の関係について見ますと、押並べて7町を7分の1化した関係でしか書いていないわけです。各町の、そのことが斑鳩町なら斑鳩町が合併しなければこうなりますという関係での示し方ではない訳です。この内容を見ましても。そういう面から見ますと、住民説明会というのが単に形式的なものになって、ここが知りたいという住民の願望に答える形のものにならないのではないかなと思われて仕方がないんです。この辺についてどのようにお考えなっているのかということをお明らかにしてほしいなと思います。特に、ここでいろいろと今日まで確認をされて、整理をされてきている中で、合併時に整理をするということは、いわゆる、新市が発足をして初議会が開かれて、その時に全て条例なり、必要な関係の事務手続きが行われるのが本来だと思うんですが、それ以前に決定をするといようなことが可能なかどうかということになりますと、私はそうではないと思います。そうすると、決定時というのは初議会が召集されて、合併が決められて50日以内に議会の選挙が行われて、議会の召集ということになりますと、それから全てが調整した結果として、決められていくんだということになりますと、全く住民を抜きにした形の所で決められてしまう。ということにはなり兼ねないのではないかという風には思ったりするんです。この辺についてはどういうお考え何でしょうか。

企画財政
課長

3点ご質問ございました。合併時までに調整する等々の表現の定義ということですが、特に、定義ということではございませんが、合併時に調整する、或いは合併時までに調整するというのは、合併時までに協議をし、決定をしようということですが、こういったことにつきましては、協議会でも大変問題になっておりました。委員が後段で申されております、いわゆる、住民抜きではないかということのお話ですが、合併時までに各7町の事務担当者、或いは、課長レベルで扱います専門部会、或いは、担当の分化会等がございます。そういった中で協議をし、決めていくと。その上で幹事会に諮り、今後も合併協議会というものは、そういった場合続きますので、そちらの方でご報告申し上げながら、ご相談をしていく形になろうかと思っております。ただ、条例、規則等につきましては合併時までに調整するというものにつきましては、市長の職務執行者の専決処分ということですが、ご了承頂きたいと思っております。

2点目の説明会は誰がするのかということですが、現在考えておりますのは、助役を筆頭に、総務部長、私、企画財政課どもの方で、説明会をしたいという風に思っております。

3点目でございますが、財政シミュレーション、確かにお手元の合併協議会特集号では、いわゆる、全般的な、7分の1とおっしゃいましたけども、そういった書き方しかしてございません。これにつきましては斑鳩町の単独のシミュレーションというものがございます。そういったものも、町単独の資料としてお出ししていきたいという風に思っております。

松田委員

誰がどこで、最終的に決めるのかという面については極めて曖昧だと思うんです。今、言われている関係でも、はっきりしないと思うんです、私は。だから、あくまでも合併時までに調整をするというものについては、現在の協議会が果たして結論を出していくのかどうか、ということです。合併時というものは合併の時点で協議会が、それまでに決めていくのか、今先程言います、私の聞き間違いか分かりませんが、

事務局なり、担当課がよって、それで決めるという風なことにも聞こえますし、全くそうなってくると協議会そのものが置いてけぼりになってしまう。別の組織になってしまいます。ところが、新たに後から選ばれる議会の関係についての審議というのは、一体何を審議するのかということにもなる。この辺の関係の比重の置き方によって、いろいろ変わってくると思うんです。だから、協議後、或いは、合併時に調整するとか、合併後の関係に調整するとか、合併前に調整するとかいうのは、一体誰がどこで行うのかということがはっきりしていないじゃないか。しかもそういう風に記載をしている内容についてこそ、住民が最も知りたいことのみなんです。現在までの協議会の中で明確になって、我々にはっきり言っているのは、市の名前と新たな市の事務所がどこになるかということと、合併をしようとする日だけがはっきりしているだけなんです。その他の関係については、概ね、先送りになって、別途協議をするという形になっているわけです。そういう状況のままに説明会を開いて、一体、住民の理解と納得が得られるという説明会が出来るという風にお考えになるのかどうか、ということについて、私は疑問に思うんです。ですから、その辺についてどうなるのかと。どこで誰が、どう最終的に決めるのかということなんです。そして、合併時という関係については、どの時点を指すのかということがはっきりしないわけなんです。一面では合併の1月1日を合併時というのか、或いは初議会が開かれた時の関係を合併時というのか、という幅があるのかないのか、前であるとするならば、どこで決めることになるのかという事などがはっきりしないと、これは賛成だとか、反対だとか、或いはそうではなかったとか、そうであったとかいう関係が、説明会の場所で具体的に説明が出来ないのではないのでしょうか。しかも、この説明会は町のみなさんがしてくださるようですが、その時に、斑鳩町は協議になっているんですけど、一体どういう考え方なんですかという時に、お答えが出来るんでしょうか。僕は、それは、調整時にこれから協議するんですということでは納得できないと思うんです。混乱するだけではないかと思うんですが、そういう心配はあり

ませんか。

企画財政課長 今、おっしゃることは良く理解できるのですが、基本的には合併時までに調整するというのは合併の施行日。現在ですと、確認された中では1月1日と。それまで事務者が相談をし、決め、合併協議会にもご意見をいただきながら、決めていくと。そういった中で、条例等につきましては、1月1日での専決処分という形になります。ただ、そういった中での住民説明会で説明できるのかということですが、我々としましては合併協議会で確認出来た事項しか、住民の方々に説明できない。決まっていないうものについてはやはり説明できないものでございます。

松田委員 協議会としてお答え頂きたいのですが、事務担当者とかそういう事は別にして、協議会として、こういう関係の、合併時までとか、或いは、合併時とか、合併後にとか、或いは、可能な限り調整に努めるとか、という関係については、どこで誰がするんですか。一応整理をしてくれているわけですね。その後の整理の関係はどこで誰がするんですか。

企画財政課長 先程も少し申し上げましたように、基本的には7町のそれぞれの事務担当者が集まって検討すると。また別に一方では、今現在、合併協議会の事務局、各町村から2名、県職1名、15名からの職員を置いておりますが、そういった場合はそれらの職員を増員し、なおかつ、重要案件についてはプロジェクトチームを組むなり、そういった対応をしながら、決めていくということでございます。

松田委員 どうもはっきりしないという風に思うんです。だから合併時までにとの関係で、整理をされてきている事項については、引き続き、協議会の中で結論を出されることになるのかどうか、ということがひとつあると思うんです。だから、1月1日以降の関係については、合併を決めるなら、決めてしまっているわけですから、その関係については、

合併時というのは誰が決めるのか。協議会ではおかしいと思うんです。新市の発足が、既にされるということになるのかどうかということまで、そうすると、関係条例その他の関係の設定を、一体、議会が決めるというのは皆、正規の議論をしてするとするならば、議会が後追認の形ですることになりますし、そうでないとするならば、専決処分という形になってしまいますと思うんです。処理の仕方として。そうでないと、法的根拠が何も無いままに、進める、進めると言っているんですが、一体、そういう法的整備の関係と併せてみてどうなってくるのかなということ等を考えないと、それぞれの役割分担というのがはっきりしないと思うんです。こんなものが協議会の事務局で処理をする問題では私はないと思うんです。事務局で処理ができるなら、そういう問題は協議会に掛けて、協議会が処理をして、こういう風になりますというのは別の問題だと思う。合併事案の問題として。その辺を曖昧しなくて、明確にきちっと定義付けをして、それぞれ7町が足並みを揃えた、解釈なり、理解の元に、説明会を行うということにしないと、それぞれ区々な理解なり、解釈の仕方になってくるのではないかと私は思います。従って、こういう解釈について、間違いがあるならご指摘を頂きたいおもいますが、もしも、取り組むことで不十分な面があるとするなら、合併協議会において十分、この関係についての定義と取り扱いについて、或いは、誰が、いつ、どこで、行うかということについて明確にしておいて、そのことが説明会の席上でも、具体的に述べられるという形の方策を採るようにしていただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。

三木委員 説明会の件でございます。先程の説明で、12箇所、全体で9%、何を対象の9%なのか。それは、今回の住民投票というものと、今までのデータに基づく9%がイコールすると考えているのか。それと、9%、合計すると約8千人。今、斑鳩町の有権者、2万3千と、議会

の場合ですが、これの9%として、これ以上多くなるということも考えられると思うんです。その辺の対応ということは、考えているのか。それと、他町の説明会の状況を把握しているか。それと、説明会ということで、前回の特別委員会の中で助役さんから、5箇所と聞いた覚えがあるんですが、今回、この委員会で12箇所、11箇所プラス1箇所ということですが、5箇所から12箇所になるということは倍以上ですが、私が思うに、法定協の方、理事者の方、説明会に対しての力の入れ方ということなんですが、今、住民の方々が、個々やっている勉強会とかあります。皆さんやってらっしゃるわけです。そういう団体の方々も一生懸命、住民の方々に、この合併問題を興味を持って参加してもらおうということで、皆さん独自に説明会を開いているわけです。皆さんが何を動いているかということ、西和市を実現する会というのは、やわらぎで発会式があります。今までも、そういう啓蒙をしてきているわけです。私もその中に入っている人間ですが、そういう方々が熱心に住民に対して、合併問題をみんなで考えていこうということでやってきているわけです。そういうところに対して、今回、法定協を中心とした説明会というのが根源になってくるわけです。住民の皆さんがたも非常に期待をしているわけです。どんな資料提供があるんだと、どんな説明会があるんだということで非常に期待しているわけです。そういう部分では、手元にあるこの資料と、12箇所の説明でどれだけの人間が。今この、11箇所としても約8千人、9%で。それだけのもので、皆さんに満足に説明が出来たというのだろうか。そういう意味では民間の方々、こうやって、いろいろとやってらっしゃるわけです。12回では少ないのではないかと。もっと、細かくした地域割りにして、回数も増やしたらどうかなということで、今回のこれが出たと思いませんが、その部分については提案をさせていただきます。それと、先程部長から出前して説明会を開くということなんですが、この回数が12回を補うという部分で、出前も結構だと思います。例えば、各種団体の、婦人会とか、老人会とか、いろいろそういう団体があって、そういう所から要望があった場合、どのぐらい対

応できるものか、もしかすると多くなるかも知りません。それは、議員含めてみんなが動いたら、それで来てもらうということもあり得る話だと思います。ですから、先程のキャパの問題と今の出前でどのぐらいのところまでカバーできるものかという所。それと、先程藤原課長から前回の法定協の説明がございました。選挙区の問題と定数の問題。上牧、斑鳩、河合については7町で、安堵、三郷、王寺は小選挙区でいくと。平群町はどちらでもいいですよ。最終的には広域の議長会にということで。議長会もまだ日にちが定まってないということについては、心配のことでもあります。先程課長から、定数のことについては説明がなかったのではないかなと思うのですが、定数のことについて、だぶるようでしたらお詫びしますが、説明していただけますか。

企画財政
課長

会場のキャパの問題をおっしゃっておられます。実際に本当にそういったことを懸念するならば、全てどこの地区についても一番大きな中央公民館等で実施をすればいいわけですが、住民の方には必ずそこまで来ていただけるという、いわゆる足の不自由な方等、いろいろございます。そういったことで、出来るだけ地区割りをしたんでございますから、出来るだけその地元でしていきたいと。その中で、その地域の中での大きな会場ということで設定をしております。キャパの問題で、先程戸数の9%程度、人口の2.8%と申し上げましたが、何度も言うようですが、やはりその中には、非常に山村の細かく廻って、参加数の多いところもございます。そういったことも考えますと、もっと少ないというように思っております。もし万が一、会場にそういったことが生じましても、できるだけことはその場で対応しながらしていきたいという風に思っております。それから、他町の状況ですが、現在合併協議会で纏めております資料ですが、ほぼ、決定しておるのが平群町、三郷町、安堵町でございます。平群町は開催回数についてはまだ未定でございますが、事前に自治会長等に協力要請しながら、していきたいということでございます。三郷町におかれましては、

開催回数が5回ということで、開催場所はコミュニティセンターを予定しておられます。安堵町につきましてはこれも回数が未定ということで、基本的には大字単位、または複数大字単位ということで行いたいということで聞いています。それから、12回という回数をもっと細かくしてはどうかということでございます。やはり、そういったことも併せて検討いたしました。例えば、いわゆる地区別懇談会というのをやっております町では。これは3年程度のローテーションという形でやっておりますが、そういったことから状況を考えますと、やはり1年程度掛かるということもございます。確かに大変重要な問題でございます。合併というのは、1年掛けてやっていってもいいとは思いますが、やはり法定の期限ということもございますので、こういう形でさせていただきたいということでご理解願いたいと思います。いわゆる定数の問題でございますが、定数の関係につきまして、各町の取り纏めという意見の中では、必ずしも全てが明確に出されているわけではございません。そういった中で先程も申し上げましたように、法定定数の34人が良いのではないかという程度のご意見。或いは、初回は34人でもいいが、2回目以降については定数を減らしてはどうかというご意見。また、最初から類似団体等の定数を考慮しながら、減らしていくべきであるというご意見。合併協議会の中ではその協定項目の中に、そういったことを最初から盛り込んでおくべきということのご意見もございました。そういうことが主なご意見だったと認識しております。

三木委員 今の中で出前講座の件、これもう1回確認させていただきます。それと、斑鳩町の定数についてはどのような見解を示しているのかお聞かせ下さい。

企画財政課長 出前講座の件でございます。出前講座につきましては、現在数カ所程度お伺いしておりますし、また、今後、自治会の方で要望ございましたら対応していきたいと考えております。

三木委員 7町の定数の問題にはどのような答えをなされたんですか、法定協
で。

小野委員 法定協議会の中で、意見をいった中で私から申し上げます。私は先
日の合併協議会での、確認事項ということで選挙区については斑鳩町
議会としては設置しないということをお願いしました。その中で定数
については、弾力性をもった数字、30人以下という意見の方もおら
れました。34名という方もおられたということで、私は当日、議事
録を取り寄せて見ているんですが、どうも言葉足らずな発言があった
みたいで、議事録としては読み上げますが、定数については弾力性を
持ったというところで町議会としては決まったといかなくてはいけない
のに、その間に私の意見として、最初は第1回目は34人、最高を使
ってもいいのではということで、文書に直せばそのまま繋がってしま
ったので、議事録をご覧の方、また、傍聴でお出での方の聞き方によ
って、斑鳩の町議会も34名で固まったような言い方になってます。
その件につきましては、本日も事務局の次長に、そういう意味ではな
いということで、確認させて頂いております。資料としてはそのまま
残ってしまうみたいなんですが、誠に法定協議会での発言で誤解を招
いたということに対しては、私は斑鳩町を代表して、もう少し、きち
っと文章でも書いて、皆さんに誤解されないようなことを言えば良か
ったなと思っております。それで、その中で合併協議会の次長との話
の中で、今後、次に出されるこの件についての協議会だよりの中では、
いろんな意見があったということで、ちょっと覚えてないですが、最
初は34名で、合併時に議員がいないような状態をなるべく避けよ
うということでそういう話もある。また、先程課長が説明したように、
類似団体に従ってというか、私どものこの委員会でも話がありました
ように、30人を切るという話もある、ということを確認協議会だよりに
掲載するとそのように聞いています。以上です。

三木委員 小野3号委員からご説明がありました。私も法定協に出ておりました、法定協の終わった後に、小野委員に定数34でございませぬね。斑鳩そういう計算になってませぬねということで、質問した経緯がございます。私も前回の特別委員会の議事録を取り寄せて見ましたが、斑鳩町としては選挙区を設けないと。選挙区を設けなくて全体で定数を考える中で、ひとつお願いしたいということで確認させていただきますということで、最後はそういう委員長の絞めで終わっているわけです。ということは、全体で定数も考える中ということで、閉めているわけです。そこで、3号委員の小野委員が34という数字を出したということは、私もその後言いましたが、他の傍聴の委員の方々も含めて、そういうことですかということで確認されました。ですから、来ている方々もそういう誤解も受けているわけですから、やはり委員として、斑鳩の法定協の3号委員として出ているわけですから、その辺のところは、きちっと特別委員会の中の趣旨を読みとって、出席していただきたいということをお願いしておきます。

小野委員 最後の意見でしたら異論があるんです。私は弾力性を持ってますということで言ったけど、その言い方に対して、活字に直せば誤解を受けるといって話をしているですから、私が間違っただけの意味を言ったんじゃないです。34名と固まったということと言うたことじゃないということだけ、はっきりしておいてください。

三木委員 小野委員のそう、おっしゃるの分かりますけど、現に34という数字が出ているわけですよ。弾力性という言葉を使ってもですね、34という数字が出ていれば、聞いている皆さんは斑鳩町は定数については34なんだなという風に考えるのは当然だと思います。

小野委員 ここで議論しようということはないんですが、あの時は確かに、理川委員から34名でいいんじゃないかという意見が出ました。その前に西谷委員から30名ほどの方がいいのと違うということで、私はそ

の意味を弾力性を持った定数で対応してもらおうと言う事を受けたと、そのように解釈していますので、34がだめだというような意見を合併特別委員会で決定したとなっていないと、そのように私は申し上げます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時46分 休憩)

(午後2時50分 再開)

委員長 再開いたします。

小野委員 先程の飯高委員の質問に関連するんですが、合併についての住民説明会の実施案というのを、実は副委員長として何も聞いてなかったの、ペーパーで見るの今始めてですし、そして、飯高委員が質問されたことについて私も疑問を持っておりまして、課長の返事としては、条例の4条との関係では13日が最終の説明会だけど、予備日的なこともあるので、あの発言では4条を遵守して、今、平群町の11月7日というのは非公式な形で流れているし、私もトップともされるんですかという話もさせてもらって、確定したものではないということは思ってたんですが、今の飯高委員との回答では7日に併せていくという方向もあるという考え方なんです、仮にそうだとしたら、説明会についての案ということで、開催の目的の中に、これも先程の議論じゃないけど、住民説明会終了後に実施する住民投票においてと、こうしてきちっと書かれたら、やはりちょっとまずいんじゃないのかな。先程のように、発言についての感じ方が違うようになってくると思うんですが、この点についてどのように考えて、これは私は割愛しておく方がいいように思うんですが、どうなんですか。

企画財政 平群町の住民投票が11月7日ということは確かに決まっております。

課長 せん。そういったことを聞いておるだけでございますけども、11月7日に合わせるとすれば、先程も申し上げましたように、やはり重要な合併問題を住民の皆さんに考えていただくということでございます。そういったことから、11月7日では早過ぎるのではないかという風に思っております。各町それぞれの足並みを揃えてということもございますが、やはり斑鳩町は斑鳩町の考え方でやらざるを得ないのかなと思っております。

小野委員 ということは11月13日以降しか、やらないと、そういう執行部側の意見だと、それで纏まっているということかな。そう解釈しているのか。

企画財政課長 住民説明会の日程については、まだ決めてはおらないところではございますが、やはりおっしゃるように13日以降ということは間違いございません。

小野委員 そうしたら、先程、飯高委員がどうやと聞いた時に、13日は予備日だからそのことに対してというような答弁しているはずや。そういう聞き方した。先程の話やないけど。そういう答弁しているやん。だから、11月7日でもやっても、これは13日は期間外やけど、やってもいいんだということで、答弁された思うんやけど。改めて、そうしたら、13日以後ということで、みんなの確認させてもらっているのかな。

町長 この関係は7月23日に委員会の中で、次回には、8月24日のこの今日の日に来るだけ、住民説明会の町案を示して欲しいということで、町案を示させていただいた。その中で、出来るだけ回数を増やしてほしいというご要望もございましたから、12会場、予備も入れてまして13会場ということで、町案を示させていただいた。ただ、前回でも出たように、もう平群町が11月7日を予定されているという

ことについては、私は12月議会に掛けるべく、そういうことで逆算されて、そういうことをされているんじゃないでしょうか。ただ、斑鳩町の場合は、住民説明会をさせていただいて、その後に住民投票をしていくということはベターですから、そのことを考えていただかなかつたら、何も別に住民説明会が11月の最終的には、予備日が13日ですから、そういうことを踏まえたと、その辺であろうと思いますが、しかし、日程的には11月の下旬では、産業フェスティバルとか、そういうイベント等がございますから、職員等の関係、投票したら立会人の関係等がございますから、そこらを十分に精査しながら、今後考えていかざるを得ないと、現在はそう思っています。

小野委員　　今、町長答弁してくれはったとおりでと思うんです。それで、私としても条例の方を考慮すると形だから、敢えて、平群町の町長とも話しているんです。同じようなこと言われたんです。町長と総務部長の前で11月7日という情報が流れてますが、どうですか。早いですねという話からのことですから。あそこは逆に11月14日と21日にイベントがあるということで。だから、実情は今、町長がおっしゃる通り、12月に掛かってくるから、11月のそのあたり、うちが予定しているのは。だから、これは一緒にやるのは無理なのかなという気持ちもあった。それで今日見せてもらったら、13日まではやる。その実施の開催の目的として、住民説明会の終了後に実施する住民投票においてと明記してある。これはいま町長がおっしゃるとおりです。飯高委員が質問した時には、13日は予備日みたいなものやからというように返事してもらったから、私としては平群に合わしに行くのかなということがあったから、そこらをしっかりと確認しておきたい。というのは、ここの1週間、2週間というのは、いろんな立場の人にとっては、ものすごく微妙な影響がでる可能性がありますので、その点について今、町長がおっしゃったように、13日ということは日曜日が投票日だから、14日の投票日はない。14日、次の21日か、28日か、12月議会までだからその2回、どちらかにセッティング

する可能性というか、そうしたいということを聞かせてもらってもいいのかな。どうなんですか。

企画財政課長 説明不足だったようでございます。私が申しあげましたのは、委員がおっしゃいますように、住民投票は住民説明会が終了以後でございます。そういった中で住民説明会の最終日は13日、土曜日でございます。やはり何と申しますか、説明をして直ぐに投票というのでは具合が悪いと。住民の皆さんに十分にお考えをいただく期間を取りたいということで、そういった意味では7日には一通り、終了するという事で申しあげたわけございまして、決してそのような意味ではございません。

小野委員 今の件では結構ですが、そうしたら、これは議長にお聞きしたいのですが、先程、木澤委員がよろしく願いますということで、藤原課長も心配している、例の議員の身分の取り扱いの協定項目で、協議会の方では広域議長会にということで、お願いするということになってますので、その日程とか、私どもの浅井議長は広域の副会長になりますので、そこらで、皆さんも心配されてますとおり、これはその時は先でもいいかなという、私はゆっくりと思ってたんですが、やっぱり住民説明会に議員の選挙区を設けるか、設けないかは、きちっと決めてもらっておかなかつたら、住民にとってみたら、指示している議員の立場もありますから、いろいろな感覚でとらまえられると思いますから、是非とも広域議長会の副会長としても早く開催してもらって、早く結論を出していただきたいと思うんです。それについて、議長としては大変スケジュールもたくさんあると思うんですが、どのような動きがあるのか、また、この前の法定協議会の後、議長としてはその事について、どのような行動をされているのか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

議長 8月4日に三郷のコミュニティーセンターで、2時から合併協議会

があって、その中で出てきたのが、議員の定数及び任期の取り扱いについて、先程三木委員、小野委員がいわれているこれについて、各町の意見が出てきました。そうした中、別室で7町の議長が寄っていただいて、そこで協議するとなつて、議員の定数については、今、弾力的ともいわれているけどもはっきりしないと。しかし、選挙区について議論がございました。その中で、議論が分かれ、3対3になって、平群町だけがどちらでもいいと、これには時間が45分ほど掛かって、ある方が、あんまり小委員会長いじゃないかと、これだけ待たしてどうするつもりだと、いうことで流れました。後日、7町の議長会をするということで、この前は解散しております。その後、生駒郡4町の議長が寄って、安堵町はやはり定数、選挙区でやっていただきたいというのが意見で、生駒4町も考えましたが、これも独断で決めるのはいかんと、各自持ち帰って、一応相談したらどうだろうということで分かれております。そういう結果で、まだ議会が始まりませんが、明日から全国大会があって、その次、奈良県の議長会がございまして、それまで、出るんじゃないかと、広域7町の方。私から、河合町の議長にこのことについて早くしてほしいと言ったらいいかと思いましたが、明後日に会うということで、こちらからはまだ要請はしておりません。うちが副に当たっておりますので、いずれ私は、明後日、河合の議長にお会いするので、この話しは早く進めてもらいたいと、合併協議会の説明会をしようにも、議員の定数、選挙区の問題もまだ決まってないということで、説明していただく方にも、大変、質問が出たら不自由を感じていただくのではないかと思いますので、その時期をちょっと待っておりますので、どうあっても今月中に、していただきたいと、私は河合の議長に言おうと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

小野委員 ありがとうございます。そういう中で、斑鳩の町議会は、先程からも三木議員から強力に間違った意見を言うなと言うことで、言われますので、是非とも選挙区については、設置しないということで、定

数については弾力性を持った話で、進めていただきたいと。その方針は変えてもらったら困りますということで、お願いしておきます。それと、先程の、合併時までにといいのと、合併時にということに関連してですが、協定項目の17番での町名・字名の取り扱いについては、これは合併時まで各町において調整するとなっておるんですが、これだけは、その中で各町において調整するという具合に、確認させていただいています。このことについて、先程、藤原課長は合併時まで事務サイドで調整するものもあるしという話なんです、これも調整案で出た分ですが、この中に各町において調整するというように、各町においてという言葉が入った理由はどのように思っておられますか。

総務部長 この関係につきましては、協議会の方で、当初、町名を募集する時には7町の名前を入れずに募集をして行こうと。そして、名前については何らかの形で考慮していくような中での、町名募集であったと思います。そういった中で決めていく際になりまして、7町の名前はもう必要でないという発言があった中で、最終的には各町の判断ということになったと思います。そういったことで、各町が町名を入れるのか、入れないのかは、各町の判断していくということで、ある町では町名を入れない。例えば、斑鳩町でありましたら、合併するという名前の予定をされている西和市斑鳩町となるのか、西和市何々、法隆寺、龍田とかいうことにするのか、それはそれぞれ町の決定にお任せするというで決まったということでございます。

小野委員 松田委員との遣り取りの中でやな、これだけ違うやろということ言うているんや。各町においてと入っているのはどういう意味やと、事務やさんやんか。何のためにここに各町において調整するとなつるか。これはどういう意味やと聞いている。いままでの経緯はみんな知ってはる。だけど、普通やったら、合併時までにおいて調整するという提案が、事務局から出される。それが普通や。各町においてとい

う言葉が入っているということは意味が違うんやろということで、質問しているんですけど、その意味は分かりませんか。なぜここに各町にとなったのか。

総務部長 　ただ今申し上げましたように、その関係については各町の中で決めていただいたらいいというようなことの決定だということでございまして、それを合併時まで決めておくということになっていくということでございます。

小野委員 　すいません。聞き方がまずかったです。先程、松田委員との間で、合併時まで調整するとかいうのは課長も答えてました。その、専門部会とか、事務方の方ですということ、答弁してはった。ここに、これだけ各町というのが入っているというのは、私が思うのですよ。もし間違ったら言って下さい。町名・字名については、自治法の260条に規定される議会議決が必要なんです。だから、各町の議会において調整してきなさい。そういう意味で、各町が入っていると私は理解している。決められるものじゃないと。

総務部長 　それは、後、各町で決める手続きの問題でございまして、それはおっしゃるとおりでございます。それは認識しております。各町で決めるという、私の理解がまずかったかもしれませんが、それは手続き上で、どう決定していくかということの、斑鳩町においての場合の決め方についてはおっしゃったとおりでございまして、そういった手続きが必要でございます。それは認識いたしております。

小野委員 　その認識が担当部長、課長らにあるんだったら、先程からのこういう項目については議会の方で、これは町名を残すということで、この場所で委員長の方で再確認をしていただいて、説明会では、斑鳩町については今までからの流れの中で、議会としては決めるときには、斑鳩町という名前を残すということを再度確認してもらった中で、説明

会に望んでいただきたいと思いますと思うんですが、そうでないと、法定協議会の中でこのことも、住民説明会の中で、例えば、残すのか、残さないかは後で合併時まで各町において決めますという説明であったら、やはり賛否をとるときのあるも、残るのか、残らないのか、分からないということで、影響してくると思うんです。だから、これは全議員が参加している委員会ですので、この前の時に一応、法定協議会に持ってはいるのは、斑鳩町の名前を残すということで私も意見言いました。芳村助役言われました。その中での、調整案としての、こういう纏め方ですので、是非とも委員長の方で、今、諮っていただいておいて、斑鳩町を残すということで、斑鳩町の説明会の時は、斑鳩町という名前は議会も残す手続きはしますということをお願いしたいと思うんですが、どうなんですか。

町 長

私は今小野委員のおっしゃっていただくように、以前にもこういう市町村合併特別委員会で話された時は、結局、7町で7町の名前を省いて公募している名前が最終的に決まったら、その下に斑鳩、三郷、安堵、平群が付きますよという話をされた。その時にはおかしいやないかと、そうじゃなしに、仮に法隆寺市決まったら、そこに斑鳩が付くのかといたら、それは付かないわけですから。そこらのことを小委員会では7カ町の名前を使いますよという話までしながら、7月の10日に上牧の町長さん、或いは、3号委員の議長さん、或いは、三郷の町長さんが、そんなややこしいことすることないやないかということから、結局、安堵の平山委員さんから結局、各々の町で考えたらいいやないかという調整をされた。私はそんなことより、一番問題になっているのは、この間民生児童委員の説明会でも、勉強会されたということで、斑鳩残りませという話をされる方がおられるんです。どこで残るのですかという、いや、西和市斑鳩が残りますやん。私はそんなことやないじゃないですか。斑鳩というのが頭に来るのだったら別ですよ。だから、そこらのことを間違ったら、大きな、住民発議をされる、署名を集める時も、町長が賛成されます、合併に。或い

は斑鳩が残りますということも尋ねられたら、必ず、斑鳩が残りますよということで署名されておられる方もおられるんです。私のところにもかなり来られたんです。そういうことを、十二分に皆様方に知っていただかないと、大きな問題になる。小委員会まで既に7カ町の名前は、仮にどこそこの名前に、下に斑鳩、三郷、平群、上牧、安堵、或いは王寺、みんな残りますよという話をされてきたんですから、それが7月10日の法定協議会でなくなってくる。2号委員の助役さんとか、皆さん方が上牧へお願いに行った。そんなの関係ないという話の中で、結局調停案ということで出てますけど、そういうことが起こるといことは統制が取れてないなということもございまして、十二分に慎重に考えなかったら、いけないのじゃないかなと思っております。

小野委員 町長がそうしてお話しされるけど、私は今の説明会に対して、説明会で今、町長の意見と同じです。斑鳩の人に、斑鳩という名前が残るか、残らないか、分からないんですと、合併時までに各町において調整すると決まったんですよという、それだけの説明ではやはり斑鳩の人は納得してもらえないし、私らも精一杯頑張ってきましたから、斑鳩町という名前を残そうということで、助役さんも、みんなで。向こうの議長にも会いにあって、いまさらというそんな話ではないんですよ。調整の話もありました。向こうは向こうの事情を言ってはります。こちらはこちらの事情を言ってます。最終的にも、上牧の議長から、私に先に言えと、私は先に言わないと。あんたが言ってからということで、ちゃんと、正論はこうやということで言ってます。その上での調整案ですし、そうしたら、これは斑鳩の町議会は、斑鳩町という名前を残すということで、いま町長が言ったとおり、それで進んできてますから、説明会にも必ず町議会で残そうと、斑鳩町という名前を残すという説明をしてください。

委員長 ちょっと、途中なんですけど、合併協議会の議論については、お二人

とも向こうで出来ますので、やっていただきたいと思うんです。ただ、先ほど、小野委員からおっしゃった件については、私が最後に確認をしなかったことが原因になっていると思うんです。確かなんです。私も、一応、協議第47号町名・字名の取り扱いについて、合併時までに各町において調整するというので、協議会で確認されています。各町でしたらいいということで。この前の委員会で私が意見を聞いて、私は斑鳩町として、町名を使うということで確認をしておきたいということで、ご異議ございませんかと、ここまでは申し上げたんです。しかし、後の決を取ってなかったんです。直ぐに質問があったので、その後議事録を読みますと確認が取れてないんです。いま、小野委員がおっしゃるように確かに、皆さんに確認を取っておかないといけないと思う。遅まきながら、前の議事録見てもらって、思い出してもらっても分かると思いますので、これは私は全員一致で、斑鳩町としての町名を使うということで、確認できると思うんです。改めて、私から、この委員会で斑鳩町として町名を使うということで、確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

木田委員 私、当初、選挙に出る時から、合併については一貫して反対ということで出ておりますので、私は頭に斑鳩こなければ、私は反対やということで来ておりますので、その点だけはここで意見を述べておきたいと思います。西和付こうと、何が付こうと、斑鳩ということでなければ、私は反対です。

委員長 暫時休憩します。

(午後3時16分 休憩)

(午後3時17分 再開)

委員長 再開します。

先ほど私が申し上げましたように、西和市は決まっておりますので、

その次に斑鳩町、町名を入れる、使うということで確認をしておきたいのですが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、斑鳩町としては斑鳩町の町名を使うということで、ここで確認させていただきます。

午後 3 時 4 0 分まで休憩いたします。

(午後 3 時 1 6 分 休憩)

(午後 3 時 4 0 分 再開)

委員長 再開いたします。

他にご意見ございませんか。

西谷委員 私は以前から言っていたんですが、実際に、住民の説明会をする中で、良く聞かれるのが、合併になった時にどうなるのかと、具体的に例えば、斑鳩町独自の資料を作る中では、いま斑鳩町の住民一人当たり借金どのくらいあるのか、これが合併したら何ぼに増えるんやと、或いは土地開発公社の用地、ある意味では、土地開発公社の用地は最終的には町が買い上げるという中では、バブルの時に帳簿上 4 0 億あったとしても、地価にしたら 2 0 億ぐらいになっているかも分からない。斑鳩町の場合でも、買ったバイパスの代替用地が 1 0 億ぐらい買ったやつが、結局は時価でということで 6 億いくらで、国へ払い下げた、渡したということ中で、土地開発公社、或いは斑鳩町にはありませんが、住宅貸付をしている市町村が、資産として上がっているけど、実際に貸付が焦げ付いているとしたら、全部不良債権である。そういうデータも町のシミュレーションする場合、比較として斑鳩町が単独の場合の借金、或いは不良債権になるかも分からない、そういう要因の分については、合併した時にこういうデメリットみたいなものがあり

ますというのは、是非とも資料として出していただきたいと思う。今回の特集号の中では、他の議員も言われましたが、財政シミュレーションの中では相対的な部分は分かって、対斑鳩町から見てどうなんだという部分が、この資料では分からないし、判断材料に欠けると思います。特に、住民が関心を持っているのは、比較的斑鳩町は、財政難だといっても、ましと違うのという住民の声があります。そういうことの中で、確かに合併によって、長いスタンスの中では計算上は財政的に合理化なるということにはなっていますが、果たしてそうなのかということも含めて、是非住民の関心のある借金とか、身近な問題についてデータを出していただきたいということを要望しておきたいと思いますが、こういうデータは出していただけるかどうかだけ、確認しておきたいと思います。

企画財政
課長

ご質問の財政状況等の借金、或いは土地開発公社の借金等ございます。そういったことはこれまでの出前講座等々でも、非常に住民の方からお尋ねのあった件でございます。そういった意味で、これらのデータについてはこれまで出前講座でも出させていたおりました。そういったことも踏まえながら、今後、分かりやすいデータということで検討させていただきたいと思います。

里川委員

確認をしておきたいことがありますので、お願いします。協定項目の協議確認のところ、1 ページ目の4、新市の事務所の位置のその中の4つめですね。新庁舎の建設においては新市において検討するという風になってます。この新庁舎というのは恐らく100億円以上掛かるものになってくるんだろうと思いますが、そこで確認なんですが、財政シミュレーションの中ではこの新市の建設についてのシミュレーションは入っているのかどうかということの確認と、それともう1点は、協定項目の5ページ、23の2電算システムですね。電算システム、これはもう、多額です。24億円掛かるだろうと言われている、この電算システムについては新旧同時に平行で使っていくということ

を示されていることから、ここに掛かってくる費用の持ち方というのが、どうなっているのかなと、引っかかっているんです。新市において持つのではなくて、旧町でこの電算システムについては持っていかないといけないのかなと思うんです。今後、財政のシミュレーションに関わって、この2点がどのように考えられているのか、最後に確認だけしておきたいと思うのですが。

企画財政
課長

1点目でございます。庁舎につきましては、新市のシミュレーションの財政計画には入っておりません。2点目の電算システムのごことでございますが、もし今後合併するとするならば、先の委員会でもご説明申し上げましたように、電算システムの統合という事になってまいります。そういったことで、合併時までに発生します経費については各旧町それぞれで負担をし合うと。新市に合併後については新市で負担をするということになります。

里川委員

1点目の庁舎建設の多額な費用になるだろうと思われる件についても、新市のシミュレーションには入っていないということなので、さらに歳出が増える可能性があるということについても、住民の方には分かるように、いかにもこっちで押えているんだというように、だけど本当はそういう数字が入ってないんだということが分かるようにしてほしいなと思うんです。それと、電算システムについては、金額がどの時点で、どれだけ掛かるのか分かりませんが、多分、契約をしたらした時に、一定のものを支払わなければならないという風になると思うんです。もし、合併ということになった場合、仮定した場合の話ですが、各町が3億なり、4億なり負担をして、補正予算を組むとか、そういう可能性が出てくるじゃないかなという風な心配をしているわけなんです。そここのところ、課長の答弁では分かりにくかったんですが、新市に発生するものは当然新市ですが、新旧同時平行で運用するというをおっしゃっているので、そここのところについて、24億円相当掛かるやということの配分というのは、各町3億から4

億といったら、かなりの負担になると思うんですが、そののところもうちよっと、どの程度、どうなのかというのは現時点で言っていないでしょうか。

企画財政課長 金額的なものは現在定かには決まっておりませんが、いわゆる旧町で持つ電算システムの統合経費については、これは、名称の方は確かではないんですが、そういった補助金が充てられると。合併後につきましても、同様の補助金というのがございます。7町併せますと、約9億9千万円程度ですか。そういった合併に必要な経費としての補助金ということでございます。そういったものが充てられるということでございます。

里川委員 その補助金の範囲内で賄われるべきものだと私は思います。各町に負担がかかるようなものであってはならないのではないかなど、思うんです。国の方針に従って、進んできている合併問題ですので、そうあるべきだろうという風には思ってますが、これまでの例ではなかなかそうならない、そうになっていない、地方分権といいながら、地方に負担が掛かっていると部分というのは、非常に住基ネットのときもそうでしたけど、大きかったなあという印象がありますので、このところ十分、今後も気をつけてみておきたいと思うのですが、担当もそういった財政シミュレーションする中で、このシミュレーションが本当に正確なものか、どうかというと、そういう所で不十分な状況があることについても、これが絶対的なものではないということ、住民の方に分かっていただけのような、そんな行き届いた説明をしていただけたらなど、要望しておきたいと思います。

委員長 要望だけでよろしいですか。他にございませんか。

議長 先ほど私が議員の定数、或いは選挙区に対してお答えした中で、議長会によって決めるということで、この間会の中で分かれましたが、

定数問題、選挙区の問題は、河合の議長が議長会の7町の会長をしておられて、先ほど私が議長会の会長に言って、この話を早くしてもらおうということは、今月中と言った言葉に対して疑問があると指摘を受けましたので、今月中に河合の議長とお会いして、いつ結論を出していただけるかということをお聞きして、恐らく、8月中には議長会の会を開いていただけると思います。そういうことで、私が言ったのは8月中に議長会が出来るのかという言葉いただきましたので、訂正させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

他にありませんか。

私の方から、議長にお願いを申し上げたいのですが、今、議長がお話ございましたことについて、議会の議員の定数、任期の取り扱いについては、先ほどからお話ございますように、広域圏議長会で調整をしていただくということをお聞きしています。そのことによって、いま浅井議長が河合の議長にも相談しておっしゃっていただいていると思うんですが、私の方からも、早期に広域圏議長会を開催していただきまして、協議を行っていただきますよう、よろしくをお願いを申し上げておきます。

議長の方で、ご意見があればお聞きしておきたいと思いますが、

議長

斑鳩町だけではなく、7町の各議長は、このことは議会で言われて、思いは同じだと思います。定数どうなっているのか、選挙区どうなっているのかと言われた時には返答できません。だから、7町の各議会はこれについて関心を持たれ、この結果はいつ出るのかということは、斑鳩町だけじゃなしに、どの議会も同じだと思います。私も2、3日したら会おうと思っています。もし、会えなかったら、今月中に河合の議長に、向こうは長ですが、私から言葉をかけさせていただいて、早くこの会をやっていただきたいと私から要望しますので、8月中には出ると思います。

委員長 ありがとうございます。議長にはよろしくお願いを致します。

議長 8月終わりですので、9月です。すいません。

委員長 他に委員から質疑、ご意見ないようでしたら（1）の合併協議会の報告についてを終わります。

次に、2から3，4とある訳ですが、レジメに従いまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 それではレジメに従いまして、進めてまいります。

次に、（2）斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票条例施行規則について、理事者の説明を求めます。

企画財政課長 それでは、斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票条例施行規則についてご説明申し上げます。資料2をご覧いただきたいと思えます。斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票条例施行規則（案）でございます。

この規則は、斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票条例の第18条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。

住民投票は、概ね公職選挙法等の例に倣って実施をするものでございますが、住民投票に関して、特徴的なもののみご説明申し上げたいと思えます。

まず、1枚おめくりいただいて、第5条投票用紙の様式についてであります。住民投票に用いる投票用紙は、様式第1号に定めておりますが、「合併に賛成する」、「合併に反対する」というこの二つの選択肢の順序につきましては、あらかじめ、選挙管理委員会において、くじにより決定することとしております。

次に第8条をご覧ください。期日前投票及び不在者投票についてでございます。住民投票におきましても、通常の選挙と同様に、期日前投票及び不在者投票を実施したいと考えております。

次に第10条でございます。投票区につきましても、従来の選挙と同様に13投票区を設けたいと考えております。

次に、投票所の開閉時間でございますが、第11条で、投票所は午前7時に開き、午後8時までとしております。また、期日前投票所は、午前8時30分に開き、午後8時までとしております。

次に、条例第13条におきまして、住民投票は、投票資格者の2分の1以上の者の投票により成立するものとするという規定につきまして、開票の手続きを定めております。規則第13条第4項では、開票管理者は、確定投票率を計算しなければならないと定めており、第5項で、開票立会人の確認のうえ、その数を公表し、第6項で、開票管理者は計算した確定投票率が50%未満であるときは、条例第13条の規定により、開票を行わないことを決定しなければならないとしております。そして、規則第14条において、開票管理者が開票を行わないと決定した時は、直ちに町長に報告をし、町長はその旨告示を行い、議会に報告することとしております。

次に、第17条において、この規則に定める様式以外で必要となる様式については、公職選挙法施行令等の例により様式を定めることとしております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票条例施行規則についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、意見等をお受けいたします。

西谷委員 今の施行規則なんですけど、次に陳情の第3号、或いは要請第4号の抗議要請文の関連の中で、この住民投票条例の施行規則の第2条の3ですね、これが、抄本の表題は、選挙人名簿とあるものを住民投票資格者名簿と読み替えるものとするというんですが、当然、今の条例そ

のものが日本国民だけを対象にしていますから、こういう施行規則にな
ってるんですが、次の陳情や要請文がある中で、この規則そのものを
掛ける事がいいのか、どうか、順序として、私は陳情書や要請文によ
って、施行規則が変わってくるんじゃないかと思うんですが、その点
についてはどうでしょうか。

総務部長 例えば、3，4がということで、取り扱いによりましては、施行規
則も変わるものですが、とりあえず今、委員長さんの方で、
今の条例についての施行規則ということで、打ち合わせの中でおっし
ゃってもらっておりましてので、その面についての施行規則を出させ
ていただいております。3，4の中で、取り扱いについて変更になり
ましたら、それに併せたような施行規則を直ちに準備しなければなら
ないと考えております。

西谷委員 今の部長の答弁ですと、そうしたら、後の陳情或いは要請文の中で、
住民投票条例が変わった場合には、この施行規則もそれに準じて変え
るということで、そういう考え方でよろしいですね。

総務部長 そのとおりでございます。

委員長 他にございませんか。

小野委員 第5条の、投票用紙の様式についてですが、この条例を制定、研究
している小委員会の中でも、このことについて、普通の選挙、投票用
紙と違うということでいろいろ議論しておりました。規則の方でこの
ように選択肢の順序はあらかじめ委員会がくじをされるものというよ
うに、決めていただいております、こういうことによって、プリン
トされている様式第1号、合併に賛成するが向かって右、このようにな
っているが、これはあらかじめ委員会、委員会ということは選管の
委員会だと思うのですが、本来でしたら告示後の委員会というように

考えられるのですが、その点、あらかじめという表現をされておりますので、これは前もってということだと思っておりますが、その点について確認させていただきたいと思っております。

総務部長 この関係につきましては、おっしゃるとおりでございます。こういう選挙人名簿といいますか、投票名簿の確定につきましては、選挙管理委員会の議を経てということになります。その際にも、そういったくじで定めることができますので、その際に、併せてお願いするという事になると思います。

小野委員 この施行規則につきましては、先ほど西谷委員から意見もありましたように、あとの陳情、要請分等でいろいろありますので、今日の委員会では一応聞かせていただいたと。これは議会の方の議決案件ではありませんが、一応聞かせていただいているということで、今日のところは継続という形で処理していただければ有難いと思っておりますが、よろしくお願ひします。

委員長 今小野委員の方から、あとの3、4の関係もありますので、私、念を押したわけなんです。この順序でやらせていただいてもいいかということ念を押させていただきました。西谷議員の方から質問していただきまして、理事者答えておりますので、今、小野委員の方から3、4番によって変わることもありますが、このことについては、今日は説明を受けたということで、次回までに、内容等ご熟読いただき、次回委員会で引き続き意見お聞きしたいと思っておりますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議がないと認めます。本日は説明を受けたということで終わります。次に、陳情書、抗議・要請文についてですが、議長から議運の正副

委員長とも協議をしていただき、当特別委員会へ付託し審議願いたいとのことでありましたので、ご報告を申し上げご理解をいただきたいと思いをします。

両案件については、いずれも住民投票条例の投票資格者に係わってのものであり、一括議題として審議をお願いいたしたいと思いをしますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議がないとのことでありますので、(3)、(4)については一括議題と致します。

まず、議会事務局長より陳情書、抗議・要請文について経緯等で特に説明しておいてもらうところがあれば説明をしておいてください。

事務局長 今、委員長からご説明がございましたように、この陳情書につきましては、陳情文書表の第3号でございますが、平成16年7月30日に在日本大韓民国民団奈良県地方支部の団長と郡山支部の支団長から直接議会の議長宛に持参されたものでございます。もう1件でございますが、8月6日、要請文書表ということで、抗議・要請文でございますが、これにつきましても、多文化共生フォーラム奈良代表の方が直接議会の議長に持参されたものでございますして、この特別委員会でご審議いただくということで、議会運営委員会の正副委員長ともご協議していただきまして、本日ご審議をお願いすることになったものでございます。陳情ならびに要請文の文書につきましてはの朗読は省略をさせていただきますが、よろしくご審議いただきますよう、お願いをいたします。以上です。

委員長 ただ今、説明が終わりましたので、(3)、(4)の関係につきまして各委員の意見をお聞かせいただきたいと思いをします。質疑、意見のある方はどうぞ

西谷委員 私は陳情書も要請書も読ませていただきました。以前に、この住民投票条例をしたときの委員会の中では、外国人の分も入ってたと思うんです。それが最終的に多数決で、否決になったんですが、実際に、住民という規定の中では、朝日新聞のところなんですが、例えば、95年の2月に最高裁は、憲法は永住外国人に地方選挙権を与えることを禁じていないとの判断を示すことも、こういうことを前提に、或いは、斑鳩町議会でも以前に、地方の参政権を与えてはどうかということで、国に意見書まで出しています。そういう流れの中では、当然、こういう国の流れの中で、或いは1, 226の自治体が永住外国人への地方参政権付与を求める決議をしたという、こういう流れの中では当然、地方参政権さえでこうなんですから、住民投票条例という分については当然私は、改めてこの中で入れて、再度、議会の方で、条例ができましたら、再度その条例をみなおす審議をすべきだと思います。

委員長 他に。

三木委員 私も陳情書を読ませていただきまして、当然、こういうものが来るだろうなと想像はしていました。小委員会においても、当初、この住民投票の年齢と、永住外国人の参政権について、この2点について賛否を採ったわけです。年齢については18歳ということで、これも多数決で決まったわけです。その後、参政権について、これも賛否を採って、賛成多数でこれを可決しました。ということは小委員会では参政権が認められたということでありました。その中でも、これを参政権であることによって憲法違反に抵触するという恐れがあると一議員の意見もありました。でも、一応これは賛成多数で可決されたわけです。そして、7月の特別委員会で、同じくこの件が小委員会でこういう形になったけどということで、委員長から提案があって、その時にそこで憲法違反に抵触する恐れがあるからということで、もう一度審議してもらいたいということになりまして、そこで、今度は賛否を採

った結果、反対多数で否決されたわけです。やはり、この問題については西谷委員が話したように、斑鳩議会というものが長年にわたってあるわけです。その中で私たちの先輩議員が開かれた斑鳩議会ということで、1995年12月議会で永住外国人の地方参政権付与に関する意見書を国に提出しているわけです。先輩議員の方がこういうことも既に出していて、地方の参政権まで認めていっているわけです。それに対して、こういう逆行するような、住民投票についての参政権が出ないということは甚だ疑問に思っております。ひとつ私は総務省でも、ある方を通じて確認をさせていただきました。住民投票条例は永住外国人に投票権を与える傾向にあることは把握しているが、具体的な数字はつかんでないということですが、私が調べた限りでは、今までお聞きしたこともあります。1400ぐらいあった内で、ほとんど反対をしていたが、ひっくり返っているという、そういう経緯もあるそうです。今、二つの市については今、検討中だそうなのですが、ただ、今、外国人登録が7町で約700人います。斑鳩町ではその内、120人、在日韓国人の方が80人いるわけですね。人数的には限られているかと思いますが、県内では6千人いるわけです。限られた人数ではあるわけですが、少ないからと言って、こういった方々の声を無視するということはどうか。そして、先ほどの総務省の見解の中で、法律的に抵触する恐れがあるということを言われているわけです。聞くところによりますと、地方自治法に基づく住民投票は首長や議員が判断の参考に行うもので、法的拘束力もなく、公選法に基づく選挙とは根本的に異なる。永住外国人に投票権を与えるかは、各自治体の判断によるもので、与えても、与えなくても地方自治法で問題ないと。投票権を与えることは憲法違反になるかどうかは、総務省ではコメントできないが、他では憲法違反になるという問題は、ケースは起こってないし、一切聞いたことがないというようなことを話していただいております。そう言う事を含めまして、今回のこの参政権に関して、ひとつお尋ねしたいことがあります。この件に関して、永住外国人の参政権について、憲法違反をするという根拠について、

これを憲法違反だといっている方にその根拠を示していただきたいと思います。委員長お願いします。

委員長 他にございませんか。

里川委員 私は在日外国人の方たちも外国人登録をされまして、納税の義務も負われまして、先の委員会でも申し上げましたように、自治会にも加入をしていただき、地域の活動なんかも、本当に一生懸命、一緒にしていただいているという中では斑鳩町の住民であるという風に考えております。斑鳩町の住民である方からこういった陳情書が参りました場合、議会としては真摯に受け止めるべきであるという風に判断をさせていただきたいという風に思っております。当初から、住民投票条例というのは公職選挙法にあります、先ほどから参政権、参政権とおっしゃっているんですが、その参政権とは違うわけなんですね。住民投票というものは通常の選挙とは全く意味の違うものであるという風に思います。そこに、住んでいる住民の意思を問うものであるということなんです。ですから、その外国人登録をされた方が、その住民であるという風に判断をするのか、どうかというところが問題であるという風に私は感じております。で、私は住民であるという風に考えさせていただきますので、この陳情書についても斑鳩町の住民の方から出てきました陳情書を尊重し、採択をさせていただくべきではないかというのが私の意見です。

委員長 他にございませんか。

嶋田委員 私は住民投票というのは、議会制民主主義を補完するものであると考えております。だから、その結果において、執行権者たる町長はその結果を尊重しなければならないとも考えております。今回の合併に関する条例について、7町の合併という行政区画の変更に関わることであって、それは町の公共財産や組織変更等の完全な執行権に関する

ことであり、このことには主権者たる日本国籍を有するもの以外が関わることは、憲法違反の恐れがあると私は考えております。また、先ほど、住民投票とは議会制民主主義を補完するものであると述べましたが、議会制民主主義というのは、即ち選挙権ですね、それは日本国籍を有する者に限られていると、与えられているというものであって、住民投票も同じ条件でなければならないと私は考えております。7町合併の本条例は、第16条に、町長は住民投票の結果を尊重しなければならないとうたっています。これは執行権者に対し、拘束力を持たせることであり、これについても主権者たる日本国籍を有する者のみに関わることでありと考えております。以上のように、日本国内における行政区画の変更に関する投票権というのは、憲法第15条、地方自治法第11条、公職選挙法第9条に準ずるもの、即ち、二十歳以上の日本国籍を有する者であると考えております。以上です。

委員長 他に。

木澤委員 私も陳情を読ませていただきました。そして、以前にも地方参政権のことで、この斑鳩町の議会でも議論がありましたが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意志に基づき、区域の地方公共団体が処理をするという政治体系を憲法上の制度として保障しようとしている趣旨というのが、最高裁の判決で出ております。また、地方自治の本質というのは一人でも多くの住民の意思、意向を汲み上げることというのが、地方自治の円滑な運営をすることになり、その面において、外国人であろうと、日本人であろうとも、差別があってはならないという、この考え方に私も賛同できまして、私の考え方と同じであると思います。従いまして、今回の住民投票ということに関しましても、地域に住んでおられる住民の方にぜひ参加をしていただくべきだと考えますので、今回の条例は制定されましたけども、この陳情を受けまして、再度議論をす

るべきだと考えます。

委員長 他ございませんか。

小野委員 私はこの陳情書は採択すべきではないという立場で今から意見を言います。そしてまず、採択すべきという委員さんが3名おられたんですが、その中で、この投票権と参政権を一緒のものと考えていくのか、ひとは、それは別のものだという考え方でありまして、そうした場合には、この陳情の文書の最初の方に書かれておりますように、私どもは、95年ですか、平成で言えば7年ですか、12月議会において、確かに永住外国人の地方参政権付与に賛同する意見書を出しております。当時私も議員でおりまして、私は真っ向からそのことについての反対討論をしました。その前年、相馬達雄さんですか、参政権の付与ということで、陳情も出てきました。その時点では斑鳩町議会は10対2の大差で否決しました。いろんな、その間に平成7年2月28日、最高裁の判例ということで、先ほど、西谷委員もおっしゃりましたが、その時も議論しましたし、これについてその時の委員会でも、その判決文をそのまま出して、皆さんで検討もしました。この主文はあくまでも、本件上告を棄却するということです。違憲ではないと、与えないのは違憲だとことで訴訟をされておりました。違憲ではない。そして、今の自治法にもそれが先例として載っている。違憲ではないというのが。それらについて、参政権の問題と投票権の問題と、議論するのか、里川議員がおっしゃったように、それじゃなくて住民として、住民投票に参加してもらうのは当然だということのだったら、この陳情文の趣旨は私は違うと思うんです。出し方がね。それで、住民である永住外国人の方が、なぜ斑鳩町議会はこの6月議会に、それを排除というか、入れなかったのかということでの陳情であつたら、また、議論の仕方もあると思いますが、私はこの陳情については、そういった意味でも採択すべきでない、そのように判断しております。それで、ここでちょっと、町長にお聞きしたいことなんですが、実は私ど

もの、斑鳩町役場のホームページに先日、匿名希望者という方が、メールを送ってきておられます。その中で、斑鳩町議会の条例を支持するとともに、小城町長のご再考を深くお願いいたしたく思います。このことについての、この条例についての書き込みがあったんです。何だろうということで、じっくりと読んでみましたら、上記記事を読み、メールをさせていただきました。その上記記事というのが、民団新聞、2004年8月15日ということでホームページに載せておられます。その記事の中で、斑鳩町は6月定例会席上、町長が入院で、不在の際に、議員発議で住民投票条例を可決した。それで、いろいろな経過を書いておられますが、その中で、小城町長は議会が決議したことが、外国人登録者は当然認めなければならないと述べた。このように、写真も載っておるんですが、小城町長から経緯を聞く民団の役員ということになってますが、これは小城町長でなくて、私どもの浅井議長なんですが、このホームページでそういう具合のことがあって、それを読まれた方から匿名希望で、町長は行政の長であることは、いまさら私がことさら述べなくても、町民の皆様方の支持の元、選ばれた方である小城町長には理解されているものと考えていますとして、その立法の判断であるという最高裁において判例のある外国人の参政権の問題について、謁見ともとれる発言をなされるとはどんなおつもりであろうか。私も町長、そういうこと、おっしゃるはずないと思うんです。これは、立法府の問題である。最高裁の、平成7年2月7日の最高裁の判決では確かに与えても違憲ではない。ただし、但しがあるんですよ。その理由の中で、法整備、法律を持って地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上、禁止されているものではないと解するのが相当である。この言葉をもって、当時、私ども議会のなかでもいろいろ議論した。それを8対7、本当に僅差で意見書提出した。その意見書の提出にもかかわらず、この陳情書では、遺憾の念を禁じ得ず、何かの間違ひではないかとさえ、考える次第である。このように陳情されておるんですが、私はこの陳情書を見て、何ということかなと、何と履き違えをしてお

らるのか、また、町長がこういうことを陳情された時におっしゃっているんだったら、何かその判決に対しての、それから、平成7年からこちらで、法律を改正されて、今、永住外国人に参政権をきちっと付与して、その中で斑鳩町議会がいまの住民投票条例を制定する時に、それこそ、排除したと、そういうことであれば私ももう一度考え直すべきだという意見になると思うんです。そういった意味で、私は町長にもお聞きしたいんですが、このようなことを誠、こういうことをおっしゃっていたとは思いたくないし、そういうことでない、まあ、民団の記者の方が、町長の言葉で少しでも、こういう具合にして聞かれたのかなと思っているんですが、その点町長にお聞きしたいと思います。

町長 1995年の平成7年の12月議会において、永住外国人の地方参政権付与を賛同する意見書を各機関に送付を、議会からされておりますし、我々としてもそういうことの中で、平成5年の最高裁判決やまた、平成7年の奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例など、参考にしながら我々としてもここにある。私はやはり地方自治法の第10条の住民の意義及び権利義務などによると、市町村に住所を有する住民は国籍を問わず、その市町村から等しくサービスを受ける権利を有すると共に、税、負担金、或いは保険料などの負担の義務を負うとされてますし、住民としての基本的な権利義務は日本国民にも、外国人にも認めていると、そういう問題からこういうことの中で、そういう話をさせていただいたということでございます。

小野委員 そうしたら、町長にお伺いしますが、地方自治法10条の後の11条ですが、住民の選挙権というところに、日本国民たる普通地方公共団体の住民はと、このように明記されています。この時の注釈として、今のおっしゃっている、平成7年2月28日の最高裁での判例として、違憲ではないと、違反しないということで明記されております。だから、参政権の問題がその時の判例では、はっきりと、与えないという

ことは違憲ではない。それじゃ、与えようとするば法律の整備をしなければならない。だから、それ以後、法律が整備されておいて、いま参政権が付与されているにもかかわらず、斑鳩町議会がこのようなしたんだったら、私はおかしいと思う。そして、当然そういうのを町議会が議決したと、多数決によって議決したとしても、当然町長としては再議という制度もありますので、それに則って、1週間以内に議会へ出してくるべきである。それもなしで、いま陳情があつて、その陳情の時に、町長がそういうことを答えるということは、全くね、その内容についてしっかりと認識されておられないと、私は苦言を申し上げる。そうした中で、いま、この議会が6月議会に議決した条例について、再議にかける必要があつたのかどうか、それをお聞きしたい。

総務部長 再議の関係につきましては、地方自治法の176条に、議会の瑕疵ある議決又は選挙に対する長の措置ということでございまして、おっしゃっておりますように、そういった議会の方で条例等の制定があつた場合で、それに異議がある場合は10日以内ということで、再議の手続きをおうとなっておりますけれども、それとか、法令に抵触するとなれば再議に付すということはありませんけれども、当町といたしましては何ら再議に付す必要がないと判断し、そういった手続きをおっておりません。

小野委員 このことについては、私も条例を勉強する小委員会のメンバーとして意見も言っていました。で、当初、私は永住外国人に参加してもらいたいという意見でもおりました。そうした中で、近隣の平群町が条例制定をするということで、総務委員会に付託されておりましたので、それを傍聴に行きました。その時に、平群町の議員さんが、この永住外国人さんについての扱いについて、申し出が必要だということ、何か、勉強不足で、ただ、私は永住外国人の方にも投票権というんですか、参加してもらった方が、やはり住民の意見を全体で聞くということでしてたんですが、何かそこで議会としてもいろいろ、問題があるとい

う印象を受けた。その時点で、これは議員提案して、本来は議会が判断しなければいけないことを住民の皆さんに聞いて、私らの参考にしたということ、わざわざそういうことを、プライバシーの問題とか、いろいろな事が出てくる。そして、こちらから連絡を入れて、そして、参加してくれますかと、その人だけを縦覧にかけるとか、そういう事をしなければならない、複雑なことになるということで、私は変わったんです。そのことも踏まえて、永住外国人を私は阻害した気持ちは全くないんです。その中で、近隣も調査させてもらったところ、先ほど里川議員もおっしゃったように、住民投票条例というのは、住民の方から直接請求権に基づいて、挙げてこられるものが普通の形なんです、いま合併については、何か、議会側からとか、町長側から条例を制定しようという形になっております。その中で、門真市にある門真の未来と町づくりの市民の会のホームページを見させていただいたら、この会が住民投票条例案が修正されて成立ということで、ちょっと興味があったので、読ませていただいたら、どうも流れとして、この直接請求権に基づいて住民投票条例を住民発議された。その中では、永住外国人も含まれていて、18歳以上ということで出された。だけど、門真の市議会は、内容についてはちょっとこれからは分かりませんが、二十歳以上、日本国籍、そのように決定されて、その条例が成立している。そうしたら、門真市から再議を掛けたという形跡もありませんし、そのまま条例は成立されていると私は理解してまして、また、私たちの姉妹都市である兵庫県の太子町ですが、太子町の同じような住民投票条例についても、年齢は18歳以上の日本国民でと、そのように書かれて、残念ながら永住外国人の方の参加は決定しておりません。こういう経過からも、私はこの陳情については採択すべきでないというふうに申し上げておきます。

委員長

ここで、会議時間を19時まで時間延長をしておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

引き続きご意見のある方。

飯高委員　私は先の小委員会において、この討論の中で、永住外国人も日本国民と同様に地域で暮らす住民として、投票資格を付与する事が必要であるということと、また、先ほども出ましたが、年齢につきましても、当町においては18歳以上からアンケートを取っているということから、18歳以上の資格者ということで、二十歳に決まりましたが、ということで、永住外国人に対しては付与が必要であるということを示述べてきました。今回参政権云々ということで、問題があるにしても、これからの未来においては外国人との交流の中で、こういったひとつの大事なことでありますが、このことについて、十分な協議をして、またその方向にしていきたいと思っております。以上です。

委員長　他にございませんか。

三木委員　先ほどの件で、私は永住外国人の住民投票ということで、参政権という言葉を使ったかもしれませんが、あくまでも住民投票条例の中の永住外国人の投票ということで、私は考えておりますので、その点確認させていただきます。先ほど申したように、全国で1400近いところで、限りが、いくつか、この投票権について規制しているあるということで述べられましたけど、ほとんど9割以上のところが投票権を認めているわけです。ということは、全国に向かって斑鳩がこの永住外国人の投票権は認めないんだということを公言するわけです。そういうことが、ほとんどの方々がそれを全国の自治体が認めているところをですね、やはり、その1, 2の例をとって、云々と言うのはどうかなど。私この問題についてはあまり簡単に考えないでいただきたい。非常に大きな問題であると。決して参政権と言っているわけではなくて、住民投票の投票権だと。やはり、私たちはいま、外国人の方と斑鳩町でもですね、やはり交流をいろんな会合で交流を深めていこうという働きをしているわけですね。町民も含めて。その中で、こういう問題ですね、起こすということは、ここでまた亀裂等ができる

ということは、やはり、斑鳩はそれを発するべきじゃない、常識的な見解を是非示してもらいたいと思います。

小野委員 三木委員のおっしゃっている意味は分かるんです。全国的にそういう流れであるということ。だけど私たちは、6月議会で全員賛成ということで、条例を制定した。しかも、テレビ放映もされたと。起立採決までしているんです。だから、それをこの陳情を受けて、改正を出すということは常識がないと、私はそのように思いたい。それだけです。

委員長 他にございませんか。

西谷委員 住民投票条例が出来ないよりも出来る方がいいやろうということの賛成であって、決して私は内容で満足しているわけやないんです。そこで、何で、憲法で外国人の部分について、参政権が制限されているのかということ、結局は安全保障とか、外交面で日本国民の利益が、外国の利益によって損なわれるという懸念があるからということで排除されるのであって、そういう元々の精神からしたら、住民投票条例の内容なんでいうのは、一切こういうことに、外交や安全保障にかかわらない。ましてや、その地域に住んで、住民税もちゃんと払われておられる中では、当たり前、私は住民投票のメンバーに入ってもらうのは、当然の権利だと思います。だから、敢えて少数の自治体の例を出してされてますが、私は少なくとも、開かれた斑鳩町議会というんだったら、少なくともこういう分については、もっと国際的な視野にたって、こういう問題をちゃんと、在日外国人も含めて、入れたような条例に改めるべきやと思います。

小野委員 先ほど、これを採択しようという委員さんが、参政権の問題とどうなのということで、いろいろな意見があって、三木委員も参政権の問題と別個のものやという意見ですが、西谷委員は参政権の問題という

形で、憲法でどうのこうのということを言われましたが、7年当時の私が反対討論した時にも、西谷委員が賛成討論されたのですが、私ははっきりと言っているんです。ちゃんと議論を噛み合わせて下さいと。国際法で参政権は自国に限るといふ、そういう国際的な法律があるんだということです。それをどう解釈するだということで、私は言っていた。それを、もうどっかとんでしまっている。それで、参政権は与えるべきや。そういう議論をするんだったら、話は別ですよということで、私は意見として言います。

西谷委員　　いまの中でも、国際法といっても、実際にこの8月19日の朝日新聞の中で、記事から抜粋するんですが、実際、全ての定住外国人に地方参政権を認める国の中で、オランダ、北欧5国など、一定の出身国の外国人に限る国でフランスやドイツ、イタリアなど、という形で、実際に国際法やいっても、国によって、それこそ参政権であっても認めている。私は参政権のことを議論するじゃなくて、参政権でさえこうやから、当然住民投票条例の中には入るだろうと言う事で、意見を述べてますので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

小野委員　　私は誤解していません。西谷委員の意見ではそういう意味でおっしゃっているし、いまの外国での事についても、当時の時に私は、きちっと文書を作って、書いてますから。それらをここでも話をしますから、それをもう1回読んでください。そのことは、そういうような法整備をすれば、参政権を与えられるということなんです。理由として書いているんです。最高裁の判決で。だから、それが平成7年以後に、そういう具合にされていたらということ言ってます。それが現時点ではされてない。だから理事者側も再議の理由はありませんと。それをこうして斑鳩町議会は、前回起立採決した6月議会のことを踏まえて、この陳情で今度改正をしようというのは、どうかなということで申し上げます。

松田委員

よもやこの問題が、このぐらい議論しないといけないのかなと思うんです。1995年の12月議会で外国人の参政権付与について、私は賛成した者のひとりなんです。その当時の議論と良く似たような議論が行われているのも事実なんです。その当時反対された方が、依然として今回も反対されている向きがありますけども、少なくとも参政権の問題でも議論はしましたけど、今回の住民投票の関係については住民それぞれが斑鳩町を愛し、或いは将来のあるべき姿をどうあるべきかということについて重大な関心を持っていただいている。そのことについて、意思を確認しようと、聞こうと。最終的に議会で、議決で判断をするわけですが、それに基づいて、そのことについての民意を問うということについて、あえて入れるとか、入れないとかということ、論争しなきゃならん問題なんだろうかと、いう風に実は思うんです。ただ、先ほどから議論がありますように、委員会では確かに採決になりました。私はいわゆる永住外国人に対しても付与することに賛成の立場を取った訳です。しかし、先ほど言われてますように、本会議ではこの住民投票そのものがご和算になるようなことがあってもいけないと思うし、十分に住民の意思が尊重されなければいけないという立場から、委員会では反対しましたが、委員会そのものの構成が議長を除く、その他の全議員の参加をしている委員会であったという事の中での採決が行われたということですから、二重のお互い同じような議論はすべきではなかろうということ、本会議では満場一致で可決ということになったんです。この結果、今日のような関係になってきているんですが、私はこの委員会採決の時の状況で、いわゆる原案から削除するというですね、ことであつた人々の意思が変わらない限り、ここでいくら議論したって、結果としては一緒だと思う。かえって、こういう関係がでたことによって、拘りを見せているような感じがして、そのことが果たして斑鳩町の将来に役立つことになるのだろうか、どうだろうかという風に思うんです。ただ、自分たち自身がそれなら本会議の時にもきちっと、態度を表明しておくべきだったのと違うかな。全体の和という関係で賛成という立場で、全員、満

場一致という関係になりました。しかも、報道陣が入っているという関係もありまして、起立賛成の表決を取ってくれということまで、お互いに理解をしながら対応をしてきた問題であるわけです。そういうことからいうと、果たして今日までの我々の取り扱いが良かったのかどうか、ということにはなると思うんです。その辺をお互いに相互に理解しあって、最善の方法を取るべき道としては、一体どうなのかということが考えられないものかなということ、先ほどからいろいろとご意見をお聞きをしておりましたが、どうもそれが困難なように思うんです。そうかといって、ここで、さらに表決をとというような格好で、たまたまご意思に沿うことが出来ないというような格好になるとするならば、今日までの議会の議案のあり方、そのものが一体どうなのか、という風に思いますし、この辺についてはもう少し議会全体でもご相談をして、どうあるべきなのか。今後のこともあると思うんです。しかも、議長を除く全議員での委員会の在り方として、一体今後どう在るべきなのか、ということの課題を残しているように気がするんです。というような意味からも、もう少し議論は議論として、私は在ってしかるべきだと思いますが、取り扱いについてはもう少し慎重な配慮をお互いに尽くすようなことが出来ないものかどうかというように感じています。あとは、議会の運営の関係でありますから、委員長にお任せをしますが、このまま、議論を継続をしても、さらに何か齟齬をお互いに残して、行くような結果になるのではないかなというように気がして、遺憾に思っていることだけ申し上げておきたいと思うんです。

委員長

他にご意見ございませんか。

ないようでしたら、いま松田委員が意見を述べられましたように、私も出来ますれば、9月に委員会を予定しておりますので、9月まで一応研究というのか、調査していただいて、9月に結論を出す。2項の住民投票の施行規則の関係もございまして、特に両論の意見が出ておりますので、継続ということで今日は終わっておきたい

と思うのですが、皆さんどうでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議ないようでございますので、本件については引き続き審議をしていくということで、次回9月定例会中に特別委員会を開催し審議するということの確認を致しておきたいと思えます。

委員長 次回の特別委員会の日程についてですが、9月14日午後1時30分から開催を致したいと思えますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、次回の特別委員会は9月14日(火)午後1時30分からということにさせていただきますので、よろしくお願いを致しておきます。

委員長 次に、その他について委員の方から質疑、意見等あればお受けしてまいります。

(質疑なし)

委員長 他に質疑ご意見等がなければ、その他についてもこれをもって終了いたします。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受け致します。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、市町村合併調査研究特別委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

(午後4時52分 閉会)